



宮 崎 県 公 報

平成25年4月11日(木曜日) 第2478号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

目 次

告 示

- 県税の収納の事務の委託…………… (税務課) 1
- 身体障害者福祉法に基づく医師の指定…………… (障害福祉課) 1
- 宮崎県沿岸漁業改善資金貸付規程の一部を改正する告示…………… (水産政策課) 1
- 都市計画の変更…………… (都市計画課) 8

- 歳入の収納の事務の委託…………… (建築住宅課) 8
- 土地改良区の定款変更の認可…………… (農村整備課) 8
- 家畜人工授精及び家畜体内受精卵移植講習会修業試験の合格者…………… (家畜防疫対策課) 8
- 都市計画の変更図書の写しの縦覧 (2 件) …… (都市計画課) 8
- 公安委員会公告
- 警備員指導教育責任者講習の実施について…………… 9

告 示

宮崎県告示第 259号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条の2第1項の規定により、次のとおり県税の収納の事務を委託した。
平成25年4月11日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 県税の収納の事務の委託を受けた者
 - (1) 地銀ネットワークサービス株式会社 東京都千代田区鍛冶町一丁目8番3号
 - (2) 国分グローサーズチェーン株式会社 東京都中央区日本橋一丁目1番1号
 - (3) 株式会社ココストア 愛知県名古屋市中区栄一丁目7番34号
 - (4) 株式会社ココストアイースト 茨城県土浦市小松二丁目13番1号
 - (5) 株式会社サークルKサンクス 愛知県稲沢市天池五反田町1番地
 - (6) 株式会社しんきん情報サービス 東京都港区港南一丁目8番27号
 - (7) 株式会社スリーエフ 神奈川県横浜市中区日本大通17番地
 - (8) 株式会社セイコマート 北海道札幌市中央区南九条西五丁目421番地
 - (9) 株式会社セーブオン 群馬県前橋市亀里町900番地
 - (10) 株式会社セブン-イレブン・ジャパン 東京都千代田区二番町8番地8
 - (11) 株式会社デイリーヤマザキ 東京都千代田区岩本町三丁目10番1号
 - (12) 株式会社ファミリーマート 東京都豊島区東池袋三丁目1番1号
 - (13) 株式会社ポプラ 広島県広島市安佐北区安佐町大字久地665番地の1
 - (14) ミニストップ株式会社 東京都千代田区神田錦町一丁目1番

地

- (15) 株式会社ローソン 東京都品川区大崎一丁目11番2号
- 2 委託に係る県税の税目
宮崎県税条例(昭和29年宮崎県条例第19号)第2条第1項第9号に規定する自動車税
- 3 委託した収納取扱期間
平成25年5月1日から平成25年8月31日まで

宮崎県告示第 260号

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項の規定により、身体障害者手帳の交付申請に要する診断書を作成する医師を次のとおり指定した。
平成25年4月11日

宮崎県知事 河野俊嗣

医師の氏名	従事する医療機関		診療科目	指定年月日
	名称	所在地		
日高 貴子	県立日南病院	日南市	眼科	平成25年4月1日
村上 仁	日南市立中部病院	日南市	内科	平成25年4月1日
黒木 昌幸	医療法人啓仁会城南クリニック	都城市	内科・呼吸器科・リウマチ科	平成25年4月1日
鈴木 周一	社会医療法人泉和会千代田病院	日向市	整形外科	平成25年4月1日

宮崎県沿岸漁業改善資金貸付規程の一部を改正する告示をここに公表する。
平成25年4月11日

宮崎県告示第 261号

宮崎県沿岸漁業改善資金貸付規程の一部を改正する告示

宮崎県沿岸漁業改善資金貸付規程（昭和55年宮崎県告示第 115号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前					改正後				
(借受資格) 第 4 条 [略] 2 [略] 3 前 2 項の規定にかかわらず、沿岸漁業改善資金を借り受けようとする者（個人である場合はその者、法人である場合はその役員、法人格のない団体である場合はその構成員）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第 2 号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であると認められる場合は、借受資格を有しない。					(借受資格) 第 4 条 [略] 2 [略] 3 前 2 項の規定にかかわらず、沿岸漁業改善資金を借り受けようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合は、借受資格を有しない。 (1) 県税の未納がある場合 (2) 地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 321 条の 4 及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等（宮崎県内に居住している者に限る。）の個人住民税について特別徴収を実施していない場合又は特別徴収を開始することを誓約していない場合 (3) 法人等（法人、法人格のない団体又は個人をいう。）の役員等（法人である場合はその役員、法人格のない団体である場合はその構成員、個人である場合はその者）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は同条第 2 号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であると認められる場合				
4 [略]					4 [略]				
別表第 1（第 2 条・第 4 条関係）					別表第 1（第 2 条、第 4 条関係）				
資金種類	貸付内容	貸付の相手方	貸付限度額	償還期間等	資金種類	貸付内容	貸付の相手方	貸付限度額	償還期間等
1 経営等改善資金 (1) 操船作業省力化機器等設置資金	[略]			7 年以内（据置期間 1 年以内を含む。）。ただし、農商工連携促進法第 13 条の規定が適用される場合にあつては 9 年以内（据置期間 3 年以内を含む。）、バイオ燃料法第 10 条の規定が適用される場合にあつては 9 年以内（据置期間 1 年以内を含む。）、六次産業法第 11 条の規定が適用される場合にあつては 9 年以内（据置期間 3 年以内を含む。）。	1 経営等改善資金 (1) 操船作業省力化機器等設置資金	[略]			7 年以内（据置期間 1 年以内を含む。）。ただし、農商工等連携促進法第 14 条の規定が適用される場合にあつては 9 年以内（据置期間 3 年以内を含む。）、バイオ燃料法第 10 条の規定が適用される場合にあつては 9 年以内（据置期間 1 年以内を含む。）、六次産業化法第 11 条の規定が適用される場合にあつては 9 年以内（据置期間 3 年以内を含む。）。
[略] (5) 新養殖技術導入資金	[略]			4 年以内（据置期間 2 年以内を含む。）。ただし、農商工連携促進法第 13	[略] (5) 新養殖技術導入資金	[略]			4 年以内（据置期間 2 年以内を含む。）。ただし、農商工等連携促進法第

<p>(6) 資源 管理型漁 業推進資 金</p>	<p>[略]</p>	<p>条の規定が適用される場合にあっては5年以内（据置期間3年以内を含む。）、バイオ燃料法第10条の規定が適用される場合にあっては5年以内（据置期間2年以内を含む。）、六次産業法第11条の規定が適用される場合にあっては9年以内（据置期間3年以内を含む。） 10年以内（据置期間3年以内を含む。）。ただし、農商工連携促進法第13条の規定が適用される場合にあっては12年以内（据置期間5年以内を含む。）、バイオ燃料法第10条の規定が適用される場合にあっては12年以内（据置期間3年以内を含む。）、六次産業法第11条の規定が適用される場合にあっては9年以内（据置期間3年以内を含む。）</p>	<p>(6) 資源 管理型漁 業推進資 金</p>	<p>[略]</p>	<p>14条の規定が適用される場合にあっては5年以内（据置期間3年以内を含む。）、バイオ燃料法第10条の規定が適用される場合にあっては5年以内（据置期間2年以内を含む。）、六次産業法第11条の規定が適用される場合にあっては9年以内（据置期間3年以内を含む。） 10年以内（据置期間3年以内を含む。）。ただし、農商工等連携促進法第14条の規定が適用される場合にあっては12年以内（据置期間5年以内を含む。）、バイオ燃料法第10条の規定が適用される場合にあっては12年以内（据置期間3年以内を含む。）、六次産業法第11条の規定が適用される場合にあっては9年以内（据置期間3年以内を含む。）</p>
<p>[略]</p>			<p>[略]</p>		
<p>[略]</p>			<p>[略]</p>		

別記様式第1号を次のように改める。

別記

様式第 1 号 (第 6 条関係)

沿岸漁業改善資金貸付申請書

宮崎県沿岸漁業改善資金貸付規程第 6 条の規定により、下記のとおり沿岸漁業改善資金 (資金) を借り受けたいので申請します。

年 月 日

宮崎県知事 殿

申請者の住所 〒

(ふりがな)

氏名又は名称並びに法人及び法人格のない団体にあつては、その代表者の氏名

生年月日 (昭和・平成) 年 月 日 (年齢) 印 歳

記

資 金 の 種 類			借り受けようとする事業費及び申請額		
償還期間	据置期間	資金借受希望日	事業量	事業費	申請額
				千円	千円

償 還 計 画											
償還日：毎年 月 日 (日曜日又は土曜日に当たるときは (注 3) による日)											
1 年目	2 年目	3 年目	4 年目	5 年目	6 年目	7 年目	8 年目	9 年目	10 年目	11 年目	12 年目
償還額	償還額	償還額	償還額	償還額	償還額	償還額	償還額	償還額	償還額	償還額	償還額
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円

物的担保	担 保 物 件	担保の種類	不動産担保の場合の抵当権	不動産担保の場合の抵当権の順位

連 帯 保 証 人	氏 名	年齢	住 所	申請者との関係

申 請 者 の 概 要	
申請者の氏名又は名称	
主たる事務所の所在地	
設立時期（個人にあつては 事業開始の時期）	
事業の概要	
資本の額又は出資の総額	円
常時使用する従事者数	人（内訳：日本人 人、外国人 人）

- (注) 1 貸付申請額の単位は、原則として1万円単位とすること。
- 2 償還額は、各年均等とし、1万円単位で記入すること。なお、申請額を償還年数（据置期間を除く。）で除して端数がある場合は、第1年目の償還額に加えること。
- 3 借入金の償還日は、原則として5月21日又は11月21日とすること。ただし、その日が日曜日又は土曜日に当たるときは、その日後の日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日でないその日に最も近い日とする。
- 4 貸付申請に使用する印鑑は、申請者が法人である場合には登録印を、法人格のない団体である場合は代表者の実印とすること。
- 5 連帯保証人を申請書の該当欄に記入できない場合には、継紙を用い割印をすること。
- 6 団体借入れの場合の事業計画書は、原則として個人別の事業内訳を明記すること。
- 7 添付書類
- (1) 既製物品購入の場合 見積書及び機器等について基準を設けている場合に、その基準を満たしていることがわかるカタログ、取扱書若しくは設計図又はこれらのコピー
 - (2) 事業実施で請負の場合 見積書及び設計図
 - (3) 事業実施で直営の場合 見積書、設計図及び工事予定明細書
 - (4) 納税証明書（県税に未納がないことの証明）
 - (5) 貸付申請者が法人である場合
 - ア 個人住民税の特別徴収実施確認・開始誓約書（別紙1）
 - イ 役員名簿（別紙2）
 - ウ 借入れに係る総会若しくは役員会の議事録の写し又は当該借入れが役員専決事項であるときは関係規程の抜粋
 - (6) 貸付申請者が法人格のない団体である場合 構成員名簿（別紙2）、団体の規約等
 - (7) 貸付申請者が未成年である場合 親権者の同意書
 - (8) 土地を担保に提供する場合 担保物件表示表、登記簿謄本、字図、固定資産税評価証明書及び所在図

別紙 1

特別徴収実施確認・開始誓約書

年 月 日

所在地 (住所)

法人名 (屋号)

代表者氏名 _____ 印

チェック欄 (いずれかに該当する項目にチェックを入れてください。)

1 領収証書の写し添付

- 当事業所は、現在 _____ 市 (町・村) の特別徴収義務者の指定を受け、従業員等の個人住民税について、特別徴収を実施し納付しています。
→ 6 か月以内の領収証書の写しを貼付してください。



2 添付する領収証書の写しが無い場合等

(1) 特別徴収実施確認

- 当事業所は、現在 _____ 市 (町・村) の特別徴収義務者の指定を受け、従業員等の個人住民税について、特別徴収を実施しています。→ 確認印を受けてください。

市 (町・村) 確認印

上記市町村の特別徴収義務者指定番号: _____

※各事業所で事前に記入しておいてください。

(2) 特別徴収義務が無い場合

- 当事業所は、特別徴収義務の無い事業所です。
→ 確認印を受けてください。

(3) 開始誓約

- 当事業所は、_____ 年 _____ 月から、従業員等の個人住民税について、特別徴収を開始することを誓約します。
つきましては、特別徴収税額の決定通知書を当社 (者) 宛に送付してください。 → 確認印を受けてください。

別紙 2

役 員 (構 成 員) 名 簿				
法人 (団体) 名				
役職名	(ふりがな) 氏 名	性別	住 所	生年月日
		男 女		大・昭・平 年 月 日
		男 女		大・昭・平 年 月 日
		男 女		大・昭・平 年 月 日
		男 女		大・昭・平 年 月 日
		男 女		大・昭・平 年 月 日
		男 女		大・昭・平 年 月 日
		男 女		大・昭・平 年 月 日
		男 女		大・昭・平 年 月 日
		男 女		大・昭・平 年 月 日
		男 女		大・昭・平 年 月 日
		男 女		大・昭・平 年 月 日
		男 女		大・昭・平 年 月 日
		男 女		大・昭・平 年 月 日
		男 女		大・昭・平 年 月 日

注 該当する性別・年号を○印で囲んでください。
役員（構成員）全員について記載してください。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公表の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の宮崎県沿岸漁業改善資金貸付規程の規定は、この告示の施行の日以後に行う資金の貸付けから適用し、同日前に行った資金の貸付けについては、なお従前の例による。

宮崎県告示第 262号

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2 項において準用する同法第18条第 1 項の規定により、次のとおり都市計画を変更した。

なお、関係図書は、宮崎県県土整備部都市計画課、宮崎県都城土木事務所及び都城市土木部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成25年 4 月11日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 都市計画の種類及び名称
高崎都市計画道路 3・4・2号 本町通線
- 2 都市計画を変更した土地の区域
 - (1) 追加した部分
都城市高崎町大字大牟田字平木、字新田、字高坂上、字原村、字今村上のそれぞれ一部
 - (2) 削除した部分
都城市高崎町大字大牟田字平木、字新田、字高坂上、字原村、字今村上、字鍋越のそれぞれ一部

宮崎県告示第 263号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 158条第 1 項の規定により、歳入の収納の事務を次のとおり委託した。

平成25年 4 月11日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

委 託 し た 収 納 事 務	委 託 先	委 託 期 間
県営住宅に係る住宅使用料及び駐車場使用料	地銀ネットワークサービス株式会社 国分グロースーズチエーン株式会社 株式会社ココストア 株式会社ココストアイースト 株式会社サークルKサンクス 株式会社しんきん情報サービス 株式会社スリーエフ 株式会社セイコーマート 株式会社セーブオン 株式会社セブニーイレブン・ジャパン 株式会社デイリーヤマザキ	平成25年 4 月 1 日から 平成26年 3 月31日まで

株式会社ファミリーマート 株式会社ポプラ ミニストップ株式会社 株式会社ローソン

公 告

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第 2 項の規定により、宮崎市住吉土地改良区（宮崎市）から平成25年 3 月25日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

平成25年 4 月11日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

平成25年 2 月18日から 3 月22日までに実施した家畜人工授精及び家畜体内受精卵移植に関する講習会の修業試験の合格者は、次の受講番号のとおりである。

平成25年 4 月11日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 2 4 6 7 8 9 10

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2 項において準用する同法第20条第 1 項の規定により、都市計画の図書の写しが送付されたので、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成25年 4 月11日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 都市計画を定める者の名称
宮崎市
- 2 都市計画の種類及び名称
宮崎広域都市計画道路
3・5・17号 中村学校通線
- 3 縦覧場所
宮崎県県土整備部都市計画課
宮崎県高岡土木事務所

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2 項において準用する同法第20条第 1 項の規定により、都市計画の図書の写しが送付されたので、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成25年 4 月11日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 都市計画を定める者の名称
えびの市
- 2 都市計画の種類及び名称
えびの都市計画 用途地域
- 3 縦覧場所
宮崎県県土整備部都市計画課

宮崎県小林土木事務所

公安委員会公告

宮崎県公安委員会公告第 6 号

警備業法（昭和47年法律第 117号。以下「法」という。）第22条第 2 項に規定する警備員指導教育責任者講習を次のとおり実施する。

平成25年 4 月11日

宮崎県公安委員会委員長 山 崎 殖 章

1 講習の種類、警備業務の区分、実施日及び定員

種 類	警備業務の区分	講 習 の 実 施 日	定員
新規取得講習	1号警備業務	平成25年6月26日（水）から28日（金）及び7月1日（月）から4日（木）まで	30人

2 講習の対象者

講習の対象者は、法第22条第 2 項に規定する警備員指導教育責任者資格者証（以下「資格者証」という。）又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第 2 号）第 7 条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「講習修了証明書」という。）を有しない者で、かつ、受講申込みを行う日において、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 最近 5 年間に当該警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して 3 年以上である者
- (2) 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第 4 条に規定する 1 級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る法第 23 条第 4 項に規定する合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者
- (3) 検定規則第 4 条に規定する 2 級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該検定に合格した後、継続して 1 年以上当該警備業務に従事している者
- (4) 検定規則第 3 条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第 5 号。以下「旧検定規則」という。）第 1 条第 2 項に規定する 1 級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した者
- (5) 旧検定規則第 1 条第 2 項に規定する 2 級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して 1 年以上当該警備業務に従事している者

3 講習の場所

宮崎市学園木花台西 2 丁目 4 番地 3

宮崎県技能検定センター（旧名称宮崎地域職業訓練センター）

電話0985-58-1570

4 受講申込書の提出方法等

(1) 提出先

受講申込者の住所地を管轄する警察署とする。ただし、受講申込者が警備員である場合は、その属する営業所の所在地を管轄する警察署でも良いこととする。

(2) 提出日時

警備業務の区分	提 出 日 時
1号警備業務	平成25年5月13日（月）から5月24日（金）

まで（土、日曜を除く。）の午前 9 時から午後 5 時まで

(3) 提出方法

提出は、申込者本人によることを原則とするが、申込者が警備員であって、その属する営業所の従業員に委任状を託しての代理申込みについては認める。郵送による申込みは認めない。

(4) 提出書類等

ア 受講申込書（受講申込者の写真（申請前 6 月以内に撮影した縦 3.0センチメートル、横 2.4センチメートルの大きさの正面、無帽、上三分身像、無背景のもの）を貼り付けたもの）

イ 2 に掲げる要件に該当することを証明する次の書面

(ア) 2 の(1)に該当する者

当該警備業務の区分に係る警備業務従事証明書及び履歴書

(イ) 2 の(2)に該当する者

検定規則第 4 条に規定する 1 級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の写し

(ウ) 2 の(3)に該当する者

検定規則第 4 条に規定する 2 級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書

(エ) 2 の(4)に該当する者

旧検定規則第 1 条第 2 項に規定する 1 級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証の写し

(オ) 2 の(5)に該当する者

旧検定規則第 1 条第 2 項に規定する 2 級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書

5 手数料

受講申込時、次表の手数料に相当する額の宮崎県証紙により納入すること。

種 類	警備業務区分	手数料
新規取得講習	1号警備業務	47,000円

納入された手数料は、受講辞退その他いかなる場合にも返還しない。

6 その他

(1) この講習の実施に際して収集する個人情報、この講習に関する目的以外には使用しない。

(2) 受講申込みの受付が終了後、その旨、宮崎県警察本部生活安全部生活安全企画課警備業係（電話代表0985-31-0110）に連絡すること。

また、本件に関する問い合わせについても、宮崎県警察本部生活安全部生活安全企画課警備業係に行うこと。

--	--